

こども家庭庁における 不登校・いじめ防止対策に関する事業について

2025年1月23日
こども家庭庁

いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について

令和6年11月26日「こども政策に関する国と地方の協議の場（令和6年度第2回）」

○三原こども政策担当大臣：

「背景には、様々な事情が複雑に関係しており、こども・若者を守るためには、首長の皆様の強いリーダーシップの下、学校だけではなく、地域全体でこどもへの支援を進めることが重要です。」

令和6年12月25日付こども家庭庁事務連絡

3. いじめ防止等に係る地域と学校及び教育委員会との連携について

いじめ防止や不登校対策を地域全体の取組としていく上で、こども政策担当部局等と教育委員会や学校等がそれぞれの得意分野を生かしながら、教育・福祉等が一体となって地域全体でこどもを支援していくことが必要です。また、行政機関自らが取り組むのみならず、専門家や地域の関係機関、NPO法人等の民間団体、保護者、地域住民等との連携の下、これらの関係者による取組と相まって、いじめ問題の克服や不登校のこどもへの支援等を進めていくことが必要です。

このため、こども政策担当部局等におかれては、教育委員会指導事務主管課や学校と積極的に連携して取組を進めていただくとともに、地域の関係機関等に対しても、教育委員会等と連携して、いじめ防止や不登校に関する取組の理解促進を図り、行政機関が行う取組への連携・協力を求めることや、地域の関係機関等が行う取組に連携・協力することなどにより、各地域において、社会総がかりでのいじめ防止・不登校対策の取組を進めていただきますようお願いします。

令和6年度補正予算 2.6億円

事業の目的

- 最新の調査（令和5年度）では、小中学校の不登校のこどもが過去最多の約35万人になるとともに、そのうちの約4割（約13万人）に当たるこどもが、学校内外の機関等で専門的な相談等を受けていない状況となっており、一人一人の状況に応じた適切な支援が届いているとはいえない。
- 学校につながりがもてず、また、地域社会とのつながりももてずにいるこどもを含め、不登校のこども・保護者の悩みやニーズ等に対し、各地域において、こどもの育ちの点からきめ細かく対応する支援策の実証や体制構築を支援することにより、不登校のこどもへの包括的で切れ目ない支援モデルを創出し、社会的な自立につなげることを目的とし、学校内外の機関等で専門的な相談を受けていない不登校のこどもの割合の低下を目指す。

事業の概要

- ① 地域において、教育委員会と連携するほか、必要に応じて関係機関・民間施設（NPO・フリースクール）等と連携し、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ② 教育委員会との連携にあたって首長部局の窓口の役割を担ったり、不登校のこどもや保護者のサポートを行うために医療や福祉などの関係機関等との連携・調整を行ったりするコーディネーターの活用により、首長部局における支援体制の構築

（時期に応じた支援の例）

◆ 休み始める時期

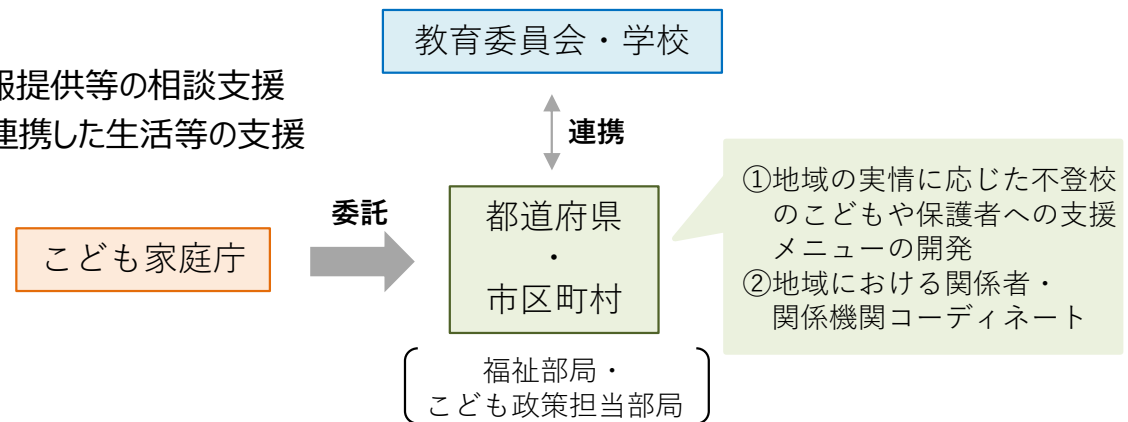
- ・不登校のこどもの今後の見通しや地域の支援メニューに関する情報提供等の相談支援
- ・不登校のこどもの発達特性に応じた医療や福祉等の専門機関と連携した生活等の支援

◆ 家庭で過ごし休養する時期

- ・家庭で過ごす不登校のこどもへの支援
- ・行政機関と民間施設等が協力した相談会の開催
- ・自治体における民間施設等の情報提供

◆ 回復傾向にあつて他者との関わりが増える時期

- ・民間施設等を利用するこどもの通所送迎支援
- ・民間施設等における、学校生活や生活リズムに慣れない小学校低学年のこどもに対する支援
- ・民間施設等における、高校生へのキャリア形成に向けた支援



実施主体等

【委託先】 都道府県・市区町村

令和6年度補正予算：4.1億円
 令和7年度予算案：0.1億円(0.1億円)
 ※令和5年度補正予算：4.1億円()内は前年度予算額

事業の目的

いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。

事業の概要

【(1) 学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】(令和6年度補正予算：4.1億円)

① 実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証

自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。

(開発・実証イメージ)

- 令和6年度に未実施の地域(ブロック)や、都道府県レベルでの実証地域の拡充
- 相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提
- いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む
 - 学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築(認知時の情報共有、指導者等への研修など)
 - 被害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 加害児童生徒・保護者支援のための体制構築
 - 首長部局と警察、学校が連携し、相談内容に応じて情報共有や解消に向けた連携した対応を行うための体制構築
- 実証地域での成果・課題を踏まえた、首長部局でのいじめ解消の仕組み導入のための手引きの作成

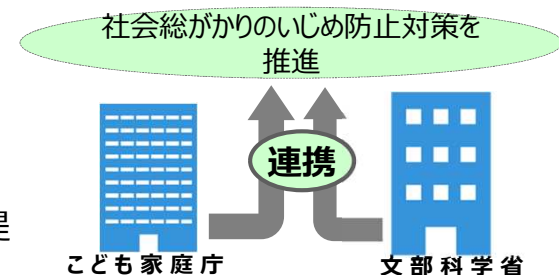
② 実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等

①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等(民間団体等に委託)

【(2) いじめ調査アドバイザーの活用】(令和7年度予算案：0.1億円)

いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバイザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の見直しにあわせ、いじめ調査アドバイザーや外部有識者を活用し、新たにいじめ重大事態調査の第三者委員となりうる専門家等に対して、研修会を実施する。



学校におけるアプローチの強化と相まって、いじめの長期化・重大化防止に資する首長部局における取組をモデル化

いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応と相まって、重大事態に至った事案の適切な対処を推進

実施主体等

- | | |
|------------------------|---------------------|
| (1) ①実証地域(首長部局)での開発・実証 | 【委託先】 都道府県、市区町村 |
| | 【補助割合等】 委託費(国10/10) |
| ②実証地域への専門的助言や効果検証等 | 【委託先】 民間団体等(1団体) |
| | 【補助割合等】 委託費(国10/10) |
| (2) いじめ調査アドバイザーの活用 | 【実施主体等】 国が専門家に委嘱 |

| (1)①実証地域 | 令和6年度(R6.7月時点) | 令和6年度補正予算 |
|----------|----------------|-------------|
| 地域数 | 12カ所 | 16カ所 |
| 補助率等 | 委託費(国10/10) | 委託費(国10/10) |

令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに 向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画①（2年目の自治体）

| 団体名 | 主な取組 |
|------------|---|
| 北海道 旭川市 | 市長部局に創設されたいじめ防止対策専門部署において、相談窓口を設置し、子どもや保護者からの相談に直接対応。R6は地域と連携し、スポーツ少年団等の啓発に注力。 |
| 千葉県 松戸市 | 市長部局にいじめ相談専用窓口を開設し、専門職による相談体制を構築。SNSを活用し、休日夜間も相談対応。 |
| 三重県 伊勢市 | 市長部局に設置されたいじめ相談窓口が、福祉部局など関係機関と密に連携し、被害（加害）者の背景（家庭環境等）も踏まえた対応を実施。 |
| 大阪府 堺市 | 臨床心理士等の専門職が子ども本人を訪問し、意向や意見を直接聞くとともに、特性等にあつた対応を実施。 |
| 大阪府 八尾市 | 1人1台端末にいじめ報告相談用アプリを導入。福祉等の関係部局と連携して対応するほか、R6は子ども家庭センターとの一体的な運営を計画。 |
| 大阪府 箕面市 | 市長部局にいじめ相談専門部署を設置し、いじめの初期段階から相談・調査を行う「行政的アプローチ」や被害者側の弁護士相談費用の支援など「法的アプローチ」等を実施。 |
| 福岡県 | 知事部局に子どもいじめ専用窓口を開設し、県内の小・中・高等学校等の相談対応。県内市町とも連携して対応。また、私学部局と連携し、私立学校への対応にも注力。 |
| 熊本県 熊本市 | 市長部局に、子どもの権利に関する課題解決を図る相談窓口を設置。子ども食堂など地域の居場所等と連携して事案を早期把握するほか、R6は予防や啓発にも注力。 |

令和6年度「学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証」各自治体の事業計画②（新規の自治体）

| 団体名 | 主な取組 |
|-----------------|---|
| 新 岩手県盛岡市 | 令和6年4月に市長部局に相談窓口を設置。多様なツールを活用し、学校にも親にも相談できないこどもの悩みや不安に対応。発達障害等の疑いのある児童生徒についても、こども家庭センター内の精神発達専門員等と連携して対応。 |
| 新 東京都品川区 | 令和6年1月から区長部局にいじめ相談専門部署を設置し、第三者的な立場からいじめ問題の解決に向けた取組を実施。被害サイドに寄り添った対応として、転校費用などの支援を検討。 |
| 新 新潟県新潟市 | 令和6年4月にこどもの権利相談・救済機関を設置（改正条例の施行）。第三者的な立場から、いじめを含む様々なこどもの権利侵害に関する相談を受け、こどもの権利救済委員による調査を経て、必要に応じて市の機関に勧告等を行う。 |
| 新 静岡県湖西市 | 令和6年4月から市長部局にいじめ防止対策専門部署を設置。PTAや地域を対象にした地域いじめ防止リーダーの養成、1人1台端末にいじめ通報が日常的に可能になる健康観察ツールを導入。 |

いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に基づいて行う国の取組について、当面特に重点を置いて検討・実施していく事項を以下の通り取りまとめた。（*は、特にいじめの重大化・深刻化防止に向けた取組）

いじめの防止

①いじめ未然防止教育のモデル構築

- ・「いじめ防止対策協議会」と連携しつつ、いじめ未然防止の指導案、指導教材等のモデルを構築。
- ・いじめ未然防止教育について指導過程を解説した教職員用動画教材等を作成。

*②重大事態調査報告書を活用したいじめの質的分析のための専門家会議の新設

- ・国に提供された重大事態調査報告書から、誰が・いつ・どのような対応を行えばいじめが重大化しなかったのか等のいじめの端緒・予兆や重大化要因等を分析し、学校での未然防止等に活用。

早期発見

③こどもの視点に立った相談体制の充実

- ・1人1台端末等の活用による「心の健康観察」の導入の推進、SCやSSWの配置充実、SNS等を活用した教育相談体制の整備推進、人権相談の充実等による相談体制を充実するとともに、こどもの声を聴き、こどもの視点に立って、こどもの悩みを受け止められるような取組を推進。

いじめへの対処

*④教育・福祉・警察等連携による加害児童生徒への対応の強化

- ・教育委員会の下での警察OB等の多職種の専門家によるチーム支援のモデル構築。
- ・学校外からのいじめ防止対策の取組の中で、首長部局と警察との連携体制の構築を推進。
- ・加害児童生徒に対する学校・教育委員会による毅然とした指導・対応や、教育委員会・こども家庭センター等が連携した教育・福祉等一体となった支援の推進。

*⑤重大事態対応等における第三者性（中立性・公平性）の確保

- ・首長部局でいじめ解消に取り組む仕組みを導入するためのガイドラインの作成。
- ・重大事態調査の調査委員（第三者委員）の質的・量的拡大に向けた専門家への研修会の実施。

⑥ネットいじめ、ネット上での誹謗中傷対策の強化

- ・小学校の低学年段階からのインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等、教職員研修や保護者への啓発を実施。

地方公共団体・学校の実施する取組の充実

*⑦学校・教育委員会等の重大事態対応に関する平時からの備えの徹底

- ・学校いじめ対策組織を中心とした対応や関係部局・職能団体等との連携体制構築のため、国で作成したチェックシートを用いた点検を実施。

*⑧重大事態対応等に関する教育委員会・首長部局等への助言

- ・改訂「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を周知徹底するため、研修会等を実施。
- ・重大事態調査に関する地方公共団体等への助言を行ういじめ調査アドバイザーの積極的活用促進。
- ・国のサポートチーム派遣による教育委員会・首長部局担当者等への取組改善に関する助言や、教育委員会・首長部局等からの求めに応じて重大事態対応に係る相談を実施。